

別紙（関西電力送配電株式会社 管内）

1. 本別紙の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、
福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

2. 料金計算方法

A) 次項3（1）～（5）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

①基本料金＝最低料金（次項3（1）・（4）の場合）

＝基本料金単価×契約容量（次項3（2）・（3）・（5）の場合）

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。（次項3（1）・（4）を除く）

②電力量料金＝電力量料金単価×使用量（次項3（2）・（3）・（5）の場合）

＝電力量料金単価×（使用量-15kWh）（次項3（1）・（4）の場合）

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量（次項3（2）・（3）・（5）の場合）

＝燃料費調整単価（最初の15kWh）＋燃料費調整単価×（使用量-15kWh）（次項3（1）・（4）の場合）

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

⑤割引額＝（①＋②＋③）×割引率

B) 次項3（6）～（10）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

①基本料金＝基本料金単価×契約容量

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

⑤割引額＝（①＋②＋③）×割引率

C) 次項3（11）（12）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

①基本料金＝基本料金単価×契約電力×力率割引

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

⑤割引額＝（①＋②＋③）＊割引率

3. 契約種別、料金単価等

以下の契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

（１）従量電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a)使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって行います。

ニ 料金単価（税込）

最低料金	最初の15kWhまで	1契約	341円01銭
電力量料金	15kWh～120kWh	1kWh	20円31銭
	121kWh～300kWh	1kWh	25円71銭
	301kWh～	1kWh	28円70銭

ホ その他

当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

ヘ 割引率

割引率は10％とします

（２）従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a)契約容量が6キロボルトアンペア以上、かつ、原則として50キロワット未満であること。
- (b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款3条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が12ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が12ヶ月を超える時は、直近1年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価

基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	1kVA	396円00銭
電力量料金	120kWh	1kWh	17円91銭
	121kWh～300kWh	1kWh	21円12銭
	301kWh～	1kWh	23円63銭

ホ 割引率

割引率は10%とします

(3) e おとくプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a)契約容量が400ボルトアンペアを超え、かつ、原則として50キロワット未満であること。
- (b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相

3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款 3 条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が 12 ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が 12 ヶ月を超える時は、直近 1 年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価

基本料金	1 契約につき最初の 6 キロワットまで		1,210 円 00 銭
	上記をこえる 1 キロワットにつき		396 円 00 銭
電力量料金	～180kWh	1kWh	15 円 31 銭
	181kWh～300kWh	1kWh	24 円 48 銭
	301kWh～	1kWh	28 円 41 銭

ホ 割引率

割引率は 10 % とします

（4）なットクでんき

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 同一需要場所において、当社とのガスの需給契約が成立していること。
- (b) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- (c) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって行います。

ニ 料金単価（税込）

最低料金	最初の 15kWh まで	1 契約	285 円 00 銭
電力量料金	15kWh～120kWh	1kWh	20 円 31 銭

	121kWh～300kWh	1kWh	24 円 10 銭
	301kWh～	1kWh	27 円 80 銭

ホ その他

当社は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

へ 割引率

割引率は 10 %とします

(5) なったくでんき Biz

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 同一需要場所において、当社とのガスの需給契約が成立していること。

(b) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上、かつ、原則として 50 キロワット未満であること。

(c) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款 3 条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が 12 ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が 12 ヶ月を超える時は、直近 1 年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	1kVA	371 円 05 銭
電力量料金	120kWh	1kWh	16 円 79 銭
	121kWh～300kWh	1kWh	19 円 87 銭
	301kWh～	1kWh	22 円 68 銭

ホ 割引率

割引率は 10 %とします

(6) はぴ e タイム

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a)契約容量が 400 ボルトアンペアを超え、かつ、原則として 50 キロワット未満であること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約電力は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約電力の算定方法に準じるものとします。なお、本約款 3 条（12）最大需要電力をもとに契約電力を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が 12 ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約電力と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が 12 ヶ月を超える時は、直近 1 年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価

基本料金	1 契約につき最初の 10 キロワットまで	2,200 円 00 銭
	上記をこえる 1 キロワットにつき	396 円 00 銭

(イ) 昼間時間（デイトタイム） *午前 10 時から午後 5 時までの時間

（夏季：7 月 1 日から 9 月 30 日 その他季：4 月から 6 月 30 日までおよび
10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	34 円 95 銭	31 円 77 銭

(ロ) 生活時間（リビングタイム）

* 休日扱い日に定める日以外の午前 7 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から
午後 11 時までならびに休日扱い日に定める日の午前 7 時から午後 11 時まで

1 キロワット時につき	23 円 47 銭
-------------	-----------

(ハ) 夜間時間（ナイトタイム）

* 午前 0 時から午後 7 時までおよび午後 11 時から翌日の午前 0 時まで

1 キロワット時につき	10 円 70 銭
-------------	-----------

* 休日扱い日 土曜日、日曜日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日
12 月 30 日、12 月 31 日

ホ その他割引

割引額については、関西電力株式会社のはぴ e タイム（選択約款）によります。

ヘ 割引率

割引率は3%とします

(7) はぴeタイムR

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 契約容量が400ボルトアンペアを超え、かつ、原則として50キロワット未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約電力は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約電力の算定方法に準じるものとします。なお、本約款3条（12）最大需要電力をもとに契約電力を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が12ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約電力と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が12ヶ月を超える時は、直近1年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価

基本料金	1 契約につき最初の10キロワットまで	2,200 円 00 銭
	上記をこえる1キロワットにつき	396 円 00 銭

(イ) 昼間時間（デイトタイム） * 午前10時から午後5時までの時間

（夏季：7月1日から9月30日 その他季：4月から6月30日までおよび
10月1日から翌年3月31日まで）

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	28 円 96 銭	26 円 33 銭

(ロ) 生活時間（リビングタイム）

* 休日扱い日に定める日以外の午前7時から午前10時までおよび午後5時から
午後11時までならびに休日扱い日に定める日の午前7時から午後11時まで

1キロワット時につき	22 円 89 銭
------------	-----------

(ハ) 夜間時間（ナイトタイム）

* 午前0時から午後7時までおよび午後11時から翌日の午前0時まで

1キロワット時につき	15 円 20 銭
------------	-----------

* 休日扱い日 土曜日、日曜日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日
12月30日、12月31日

ホ その他割引

割引額については、関西電力株式会社のはぴeタイムR（選択約款）によります。

ヘ 割引率

割引率は3%とします

(8) eスマート10

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a)契約容量が400ボルトアンペアを超え、かつ、原則として50キロワット未満であること。

(b)1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約電力は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約電力の算定方法に準じるものとします。なお、本約款3条（12）最大需要電力をもとに契約電力を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が12ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約電力と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が12ヶ月を超える時は、直近1年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価

基本料金	1契約につき最初の6キロワットまで	1,210円00銭
	上記をこえる1キロワットにつき	396円00銭

(ニ) 昼間時間（デイトタイム） *午後1時から午後4時までの時間

1キロワット時につき	38円62銭
------------	--------

(ホ) 生活時間（リビングタイム）

*午前8時から午前10時までの時間。ただし、夏季におかる休日扱い日に定める日以外の日は、午後8時から午後1時までおよび午後4時から10時までの時間
(夏季：7月1日から9月30日 その他季：4月から6月30日までおよび10月1日から翌年3月31日まで)

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	30円20銭	27円45銭

(ヘ) 夜間時間（ナイトタイム）

*午前0時から午後8時までおよび午後10時から翌日の午前0時まで

1 キロワット時につき	15 円 36 銭
-------------	-----------

* 休日扱い日 土曜日、日曜日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日
12 月 30 日、12 月 31 日

ホ その他割

割引額については、関西電力株式会社の e スマート 10（選択約款）によります。

ヘ 割引率

割引率は 10%とします

(9) 時間帯別電灯

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約容量が 400 ボルトアンペアを超え、かつ、原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約電力は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約電力の算定方法に準じるものとします。なお、本約款 3 条（1 2）最大需要電力をもとに契約電力を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が 12 ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約電力と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が 12 ヶ月を超える時は、直近 1 年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価

基本料金	1 契約につき最初の 10 キロワットまで	1210 円 00 銭
	上記をこえる 1 キロワットにつき	396 円 00 銭

(イ) 昼間時間（デイトタイム） * 午前 7 時から午後 11 時までの時間

～90kWh	21 円 66 銭
91kWh～230kWh	27 円 95 銭
231kWh～	32 円 00 銭

(ロ) 夜間時間

* 午前 0 時から午後 7 時までおよび午後 11 時から翌日の午前 0 時まで

1 キロワット時につき	10 円 70 銭
-------------	-----------

ホ その他割引

割引額については、関西電力株式会社のはぴ時間別電灯（選択約款）によります。

へ 割引率

割引率は3%とします

(10) 季時別電灯 PS

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約容量が400 ボルトアンペアを超え、かつ、原則として50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100 ボルトもしくは200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100 ボルトおよび200 ボルトとし、周波数は、標準周波数60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約電力は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約電力の算定方法に準じるものとします。なお、本約款3条（12）最大需要電力をもとに契約電力を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が12ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約電力と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が12ヶ月を超える時は、直近1年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価

基本料金	1 契約につき最初の 10 キロワットまで	1210 円 00 銭
	上記をこえる 1 キロワットにつき	396 円 00 銭

(イ) ピーク時間

* 夏季の午後1時から午後4時までの時間。ただし休日扱い日に定める日の該当時間を除きます。

1 キロワット時につき	54 円 22 銭
-------------	-----------

(ロ) オフピーク

* 午前7時から午後11時までの時間。ただし、夏季における休日扱い日に定める日以外の日は、午前7時から午後1時までおよび午後4時から午後11時までの時間

～90kWh	20 円 90 銭
91kWh～230kWh	26 円 97 銭
231kWh～	30 円 88 銭

(ハ) 夜間時間

* 午前0時から午後7時までおよび午後11時から翌日の午前0時までの時間

1 キロワット時につき	10 円 70 銭
-------------	-----------

* 休日扱い日 土曜日、日曜日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日
12 月 30 日、12 月 31 日

夏季：7 月 1 日から 9 月 30 日

その他季：4 月から 6 月 30 日までおよび 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日

ホ その他割引

割引額については、関西電力株式会社の季節別電灯 P S（選択約款）によります。

ヘ 割引率

割引率は 3 %とします

(1 1) 低圧電力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する需要に適用いたします。

(a) 契約電力が、原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(c) 1 年間の使用電力量が(契約電力×1,000)kWh 以下であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約容量は、当社に電力会社を切り替える場合は、原則、当社から電力の供給を行う直前のご契約容量とします。なお、新たにご契約を開始する場合は一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。

ニ 料金単価

基本料金	契約電力 1 キロワットにつき	kW	1,078 円 00 銭
電力量料金	7 月 1 日～9 月 30 日	1kWh	14 円 43 銭
	上記以外	1kWh	12 円 95 銭

ホ 割引率

割引率は 2%とします。

ヘ その他

変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(1 2) 低圧季時別電力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する需要に適用いたします。

(a) 契約電力が、原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(c) 1 年間の使用電力量が(契約電力×1,000)kWh 以下であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約容量は、当社に電力会社を切り替える場合は、原則、当社から電力の供給を行う直前のご契約容量とします。なお、新たにご契約を開始する場合は一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。

ニ 季節区分および時間帯区分

(a) 季節区分は、次のとおりといたします。

(1) 夏 季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(b) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

(2) 夜間時間

毎日午前 0 時から午前 8 時までおよび午後 10 時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。

ホ 料金単価

基本料金	1 契約につき最初の 7 キロワットまで	7,546 円 00 銭
	上記をこえる 1 キロワットにつき	1,078 円 00 銭

(ア) 昼間時間

電力量料金	1 キロワット時につき	夏季	17 円 42 銭
		その他季	15 円 84 銭

(イ) 夜間時間

電力量料金	1 キロワット時につき	10 円 97 銭
-------	-------------	-----------

ヘ 割引率

割引率は 2%とします。

ト その他

変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。